

2020年3月26日 更新

関係各位

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会

新型コロナウイルス感染症対策に伴う時差出勤・相談対応のお知らせ

当協議会は、新型コロナウイルスによる感染リスクの軽減と職員の安全確保のために、2020年2月27日から時差出勤を実施しておりますが、下記のとおり実施期間を延長することといたしましたのでお知らせいたします。

また、当該期間内の相談対応についても、下記のとおり変更させていただきます。関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 時差出勤

【期間】 2020年3月27日（金）から同年5月1日（金）まで

【内容】 事務局職員の出勤時間を「午前10時」に変更

2 相談対応

【対応時間】 午前10時～午後4時00分（平日のみ・土日祝日は休み）

【対応方法】 「電話」のみとさせていただきます

電話番号：03-3261-3811

当該感染症の収束が認められるまでの間は、「来訪」してのご相談等には対応いたしません。予め、ご了承ください。

実施期間等につきましては、今後も状況を注視しながら、延長も検討する予定です。

また、当該感染症の今後の情勢によっては、事務局を閉鎖し、すべての業務を行わない場合もございます。その際には、改めてお知らせいたします。

以上